給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第３号

山口県防府市大字高井159番地の１　ダンディライオン高井Ａ棟105号

再生債務者　大和　由紀

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年３月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月11日　山口地方裁判所

平成２５年（再ロ）第１００９１号

東京都立川市西砂町１―35―35

再生債務者　大野　英樹

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年４月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月10日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第２号

山形市泉町16番20号　メゾン会田Ａ101号

再生債務者　鑓水　靜子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月11日　山形地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第４号

金沢市昌永町15番40号　オリンピア浅野川317

再生債務者　小家　昭子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月11日　金沢地方裁判所

農林水産省共済組合定款の一部変更について

農林水産省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成 26 年３月 31 日

農林水産省共済組合代表者
農林水産大臣　林　芳正

第29条第１項の表中「$\frac{42.24}{1,000}$」を「$\frac{42.58}{1,000}$」に、「$\frac{47.76}{1,000}$」を「$\frac{47.42}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{47.76}{1,000}$」を「$\frac{47.42}{1,000}$」に改める。

附　則（平成26年３月31日）

１　この変更は、平成26年４月１日から施行する。

２　変更後の第29条第１項及び第２項の規定は、平成26年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

林野庁共済組合定款の一部変更について

林野庁共済組合定款（平成13年７月３日付13林共第36号）の一部を次のように変更する。

平成 26 年３月 31 日

林野庁共済組合代表者
林野庁長官　沼田　正俊

第20条第１項の表中「$\frac{6.87}{1,000}$」を「$\frac{6.37}{1,000}$」に、「$\frac{13.74}{1,000}$」を「$\frac{12.74}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{6.87}{1,000}$」を「$\frac{6.37}{1,000}$」に改める。

附　則

１　この変更は、平成26年４月１日から施行する。

２　変更後の第20条第１項及び第２項の規定は、平成26年４月以降の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　ＮＫワークス企業年金基金

２．事務所の所在地　和歌山県和歌山市梅原579―１

３．実施事務所の名称及び所在地　ＮＫワークス株式会社　和歌山県和歌山市梅原579番地の１

４．解散の理由　規約型企業年金への移行

５．本解散は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたもの。

６．確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされた年月日
平成26年４月１日

平成 26 年４月 22 日

和歌山県和歌山市梅原579―１
ＮＫワークス企業年金基金
理事長　藤本　倫生

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、確定給付企業年金法第89条及び確定給付企業年金法施行令第59条に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　中田　峯雄

２．住所　和歌山県和歌山市梅原579―１

平成 26 年４月 22 日

ＮＫワークス企業年金基金
理事長　藤本　倫生

合併公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年四月十日
掲載頁　五十三頁（号外第八十一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年四月十日
掲載頁　五十一頁（号外第八十一号）

平成二十六年四月二十二日

栃木県河内郡上三川町大字多功一四一〇番地四

（甲）北関東日東エネルギー株式会社
代表取締役　赤津　信弥

群馬県太田市新田木崎町一四七〇番地一

（乙）群馬日東エネルギー株式会社
代表取締役　赤津　信弥

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年四月十日
掲載頁　五十一頁（号外第八十一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年四月十日
掲載頁　五十一頁（号外第八十一号）

平成二十六年四月二十二日

東京都足立区六木一丁目一九番一三号

（甲）門倉エネルギー株式会社
代表取締役　赤津　正弥

千葉県松戸市上本郷押堀七四番地

（乙）千葉日東エネルギー株式会社
代表取締役　赤津　友弥

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年四月十日
掲載頁　五十三頁（号外第八十一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年四月十日
掲載頁　五十一頁（号外第八十一号）

平成二十六年四月二十二日

東京都足立区六木一丁目一九番一三号

（甲）武蔵日東エネルギー株式会社
代表取締役　赤津　正弥

埼玉県戸田市大字美女木一一一〇番地

（乙）埼玉日東株式会社
代表取締役　赤津　正弥